

第2回 昭島市男女共同参画プラン審議会会議録

- | | | | |
|---------|-----------------------------------|----|-------------|
| 1. 開催日時 | 平成 22 年 1 月 22 日（金） | 開会 | 午後 6 時 30 分 |
| | | 閉会 | 午後 8 時 15 分 |
| 2. 場所 | 昭島市役所 3 階 301 会議室 | | |
| 3. 議題 | 基本的な考え方
（１）基本理念の検討
（２）目標の検討 | | |

○事務局

定刻になりましたので、はじめさせていただきます。みなさま、こんばんは。本日は、お忙しいなかお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより、「第2回 昭島市男女共同参画プラン審議会」を開催したいと思います。

本日の資料を確認させていただきます。先日、メール等で送付させていただきました「昭島市男女共同参画プランの基本的な考え方（案）」の資料をお持ちいただいていますか。そして、本日お配りする資料は、『「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定』『「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」と、内閣府で毎月発行している「共同参画」という冊子の12月号です。よろしく願いいたします。

○会長

本日は、お忙しいところありがとうございます。それではさっそく、男女共同参画プランについての審議にはいりたいと思います。本日の予定は、審議会の次第にありますように、新しい男女共同参画プランの基本理念とできれば計画の目標までみなさんと話し合っていきたいと思っています。昭島市男女共同参画プランを作るための基本的な考え方について、事務局から説明していただきたいと思っています。

○事務局

「昭島市男女共同参画プランの基本的な考え方(案)」の資料をご覧ください。基本理念の検討についてご説明いたします。日本国憲法は、「個人の尊重」「基本的人権の尊重」「両性の本質的平等」の理念のもと、性による性別をはじめ一切の性別を禁止するとともに、すべての国民が「法の下での平等」であり個人として尊重されることを「侵すことのできない永久の権利」として保障しています。

男女共同参画社会基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の5つの基本理念のもと、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしています。

昭島市男女共同参画プランは、これらの理念のもと、男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目的とし、「男女共同参画都市宣言」にもうたっている「5つの理念」を基本として策定するものです。

今回のプランにおいては、次の4つを計画の基本理念と提案します。

1. 人権の尊重

男女が個人として尊重され、いかなる差別も受けず一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざします。

2. 男女平等の意識形成

男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、一人の人間としてお互いの人格や個性、生き方を尊重し合える意識の醸成を図ります。

3. 男女があらゆる分野に自らの意思で参画する社会づくり

男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、社会のあらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合う社会をめざします。

4. 市民と行政との協働

男女共同参画社会づくりのため、国内外の動向をふまえながら、市民と行政が問題を共有し連携を図り、それぞれの役割と責任を果たしながら協力して進めていく市民との協働による男女共同参画の推進を図ります。

○会長

ありがとうございました。では、はじめにここまでの部分で進めていきたいと思います。今、提案していただいたことが、新しいプランでの基本的な考え方となりますが、基本理念の検討の部分が前の「ジェス 21」だと 10 ページの「計画の基本理念」にあたり、基本理念が 11 ページの部分にあたると思います。これについて、皆様からご意見をいただきたいと思います。まずは、基本理念の検討のところでこういう考え方のもと、プランを作るという言い方をしていますが、このあたりについていかがでしょうか。最近多くのプランが「日本国憲法」から始まっています。そして「男女共同参画社会基本法」をいれ、「昭島市男女共同参画プラン」の場合には、「男女共同参画都市宣言」をしているので、都市宣言に基づいて基本理念が 4 つ提案されました。

○委員

今までは 5 つの理念があって、具体的に 5 つの柱をあげていたと思いますが、内容を統合して 4 つにまとめたということよろしいでしょうか。

○事務局

新プランにおける「男女があらゆる分野に自らの意思で参画する社会づくり」については、男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により、あらゆる分野の活動に参画する機会が保障され、平等に政治的、社会的、文化的利益を享受することができ、共に責任を担っていくことが必要と考えます。現プランの「ジェス 21」では、「女性のエンパワーメント」と「男

女の自立とパートナーシップの確立」の二つの理念を示していましたが、「エンパワーメント」は自立であり、男女ともに求められているものと考え、次期プランでは2つの理念を合わせた形としました。

○会長

宣言の方と合わせてみるとどうでしょう。以前も、宣言と合わせた形で5つの理念がありましたが、「エンパワーメント」と「自立」が一緒になったと考えてよろしいでしょうか。以前は、女性を中心に考えられていましたが、女性だけを取り上げずに「男女共に」という視点で考えられています。

○事務局

1「人権の尊重」につきましては、「昭島市男女共同参画都市宣言」では、「男女がお互いを認め合い 一人ひとりが尊重されるまちをめざします・一人ひとりが自立し 男女が平等なまちをめざします」に対応しています。2「男女平等の意識形成」には、「職場・学校・地域・家庭をはじめ社会のあらゆる領域で男女がともに責任を担うまちをめざします」が対応し、3「男女があらゆる分野に自らの意思で参画する社会づくり」については、「一人ひとりが個性と能力を発揮し さまざまな分野に男女がともに参画するまちをめざします」に対応しています。そして、4「市政と行政との協働」については、「国際社会の一員として地球環境を守り 男女がともに支え合う平和なまちをめざします」に対応しています。

○委員

いつもと思いますが、基本理念は昭島市ではなくても、どこの自治体でも通用します。昭島市の特徴や短所・長所を踏まえて基本理念ができていません。そのことがしっくりと来ないのですが。例えば、昭島市の特徴とすると、社会における慣習について意識が低いということがありますので、その部分を基本理念でうたえないでしょうか。昭島市だけにしか通用しない基本理念を考えてもいいと思います。

○会長

昭島市らしさを表現したいと、私も思っています。ただ、今おっしゃっていただいたのは、「男女共同参画基本法」の2つ目の理念の「社会における制度又は慣行についての配慮」についてだと思います。

○委員

今回の理念の案の中には、その部分は入ってきていません。目標や施策の方向まで見てみると、「社会における制度又は慣行」についての部分が非常に弱くなっている感じがします。

○委員

基本理念としては、提案された4つでいいと思います。ただ、中身の文章をもう少し変えて欲しいと思います。その部分で昭島市らしさをだしてもよいのではないのでしょうか。

○会長

今、委員がおっしゃった「社会における制度又は慣行についての配慮」については、提案された基本理念でいいますと2番目の「男女平等の意識形成」に該当すると思います。ですから、この意識形成についてもっと違う言い方で表現してみてもいいということですね。

○会長

教育の場や、家庭生活の場においては優れているけれども、慣習等については劣っているという現実を、目標等の部分で触れてもいいと思いますが、基本理念の部分で触れて欲しいと思います。

○委員

おそらく集約をしすぎて、「社会のあらゆる分野」というところに職場・学校・地域・家庭とかを全部含めてしまい、表現として省いてしまったと思います。そうすると、ぼんやりとした形になってくるので、具体的な言葉が入っていた方がわかりやすいような気がします。

○事務局

本日、この男女共同参画プランの審議会と並行で、7時から「第5次昭島市総合基本計画」の審議会が行われています。その中でも同じような議論がされています。総合基本計画も一定の考え方に基づいて、各地方自治体が計画づくりを行います。基本の部分はある一定の流れの元で計画を作りますので、他の自治体の計画を昭島市と書きかえても通用するようなものができあがることは否めないと思っています。一つには、前回論議いただいたことを踏まえて考えると、まず基本理念の根本は、「日本国憲法」と「男女共同参画基本法」を実現することにあります。それに基づいて計画を立てていくというところにあります。そういう基本スタンスからすると、おそらく昭島市で大黒柱になる部分は、どこの自治体でも柱になってきてしまうということがあります。ただ、今回提案させていただいた4つの柱のうち、4番目の「市民と行政との協働」ということにつきましては、昭島市らしさがでてるように感じます。「昭島市総合基本計画」の中でも、昭島市の理念は「人間尊重」と「環境との共生」の2本柱になっています。それから、それらを実現していくためには市民との協働が大切だということを柱にしています。また、個々の表現につきましては、議論いただいた主旨を踏まえながら広げていきたいと思っています。

そんなことを踏まえながら、議論をしていただけると、大変ありがたいと思います。

○事務局

「社会的慣行」につきましては、委員のご意見にもありましたが、昭島市としては全体的に劣っている部分と考えています。それにつきましては、目標を立てるときに触れていく必要があると考えています。基本的には全体の流れの中で大枠としてとらえて法律等を考えながら文章の中に盛り込んでいきたいというのが事務局案になりますので、引き続き議論をしていただきたいと思います。

○事務局

男女共同参画推進会議の中でも論議をしていただき、一定の考え方として提言をしていただい

ますので、それも踏まえながら個々の政策を具体的に行っていく上では、昭島市にとって弱い部分については幅をもたせて取り組んでいくことによって特徴付けもできるのではないかと考えています。

○会長

ありがとうございます。今、提案された基本理念の4番目になります「市民と行政との協働」については、私も「総合基本計画」に目を通していましたら書いてありましたので「これは昭島市らしい」と思いました。是非基本理念にはとりあげたいと思っています。先ほど委員がおっしゃった「社会制度の慣行」については、2番目の「男女平等の意識形成」の部分に含まれると思いますので、この説明文のところでももう少し工夫をしたらよいのではないかと考えます。せっかく「男女共同参画社会基本法」でうたっているのです、昭島市でもとりあげてもよいと思います。この言葉というのは、「男女共同参画社会基本法」ができるまでは、出にくかった言葉のように思えます。ですから、昭島市の計画にうまく盛り込むことができればよいと考えていますので、「社会における制度又は慣行についての配慮」については、提案されている基本理念の2番目の「男女平等の意識形成」の中に盛り込んでいくということではいかがでしょうか。

○委員

私は、特に場所はこだわってはいません。基本理念の検討の部分でもよいと思います。意識調査等を見ると、以前に比べればかなり良くなってきました。その進歩してきたことをどこかに書いて欲しいと思います。

○事務局

本日お配りした資料の中の「1 基本理念の検討」の部分につきましては、基本理念を提案する基礎を説明しただけであり、実際に計画の中での説明としてはもっと文章を膨らませていく予定です。

○委員

私も、もう少し何かを入れてほしいと思います。4つの基本理念については人権のことであって、男女共同参画の特徴がでていないように考えます。唯一、2番目で「役割分担意識」について触れているだけであとはほとんど「基本的人権」と重なっているように思います。せっかくの男女共同参画の計画なので、意識改革のために使えるような言葉を入れた方がいいと思います。

○会長

意識改革というところですね。市のレベルでできる仕事はなんだろうというところがあります。労働みたいなお仕事はできないけれど、子育て支援に関することならなんとかできるとか。意識形成についても教育的なことや生涯学習的なことはできますね。そんなに、自治体の規模でできることは限られてしまいますね。ですから、あまり大風呂敷を広げてしまうと、ちょっと問題は出てくるような気がします。「制度又は慣行」というような意識形成については、地方に行くとまだはねのけることができないというような声があるのですが、東京の中ではそんなにはないように思っていたのですが。

○委員

「社会の制度や慣行」がどういうものかということが、意外とわかられていないのではないかと思います。例えば、アンケート調査を行うと、特にボランティア団体等については、女性の会長や指導者が多いですね。ですから、実質と異なっているのではないかと思います。小さなコミュニティについては、女性が動かしているというのが実態だと思います。定義がはっきりしていないので、定義をはっきりすれば解決できる問題のように感じます。ですから、次回の施策では、定義をはっきりさせたらどうでしょうか。現プランの「ジェス 21」においても、「社会の制度や慣行」については、実質的に無くなった等の理由から 4 事業ぐらいしかありませんでした。

もともと基本理念は理念を読んだらこんな社会をつくりたいというようなイメージが湧いてこないといけないと思います。ですから、先ほどから言っていますように、昭島市はこういう市にしたいというイメージが浮かび上がってくるようにしたいと思います。

○会長

そういう意味で、先ほど事務局がおっしゃったように男女がそれぞれの能力を発揮してかつ、行政とのパートナーシップを組んでやっていくという形は結構昭島市らしいのではないかと思います。

○委員

それならば、もう少し文章で強調するなどの昭島市らしさが欲しいですね。

○事務局

先ほどの話の続きになりますが、「第 5 次昭島市総合基本計画」を検討していくなかで、「昭島市らしさ」があるのかということを議論しました。大多数の委員が今昭島をみたときに「胸を張ってこれが昭島市らしさだよ」と言えるところがあるのかということになりました、100%地下水の水道水については、少しは誇れますが、緑は多いと言っても近隣の市町村も緑は多いです。昭島市らしさをどのようにしてかもしだすかということをキーワードにして、みんなで作りあげたものを織り込んでいくような議論をしました。男女共同参画という限られたエリアの中で昭島市らしさをつくるということは、さらに困難なことだと考えます。ですから時間をかけて少しずつ変えていくことが大切なのではないかと考えます。職員として市役所に勤務している中でも、私が就職した頃とはだいぶ意識は変わってきています。

○会長

75 年の国際女性年の年以来三十数年経って、少しずつ意識は変わってきていると思います。しかしながら、まだ未だに慣習的な物は残っているということでこの「男女共同参画基本法」が出来上がった訳です。

○委員

昭島市は、教育委員会が傍聴自由で資料もいただけるし、夜に会議を開催するなど革新的だと思っています。男女共同参画についての意識醸成についても、理念ではなく、施策の中でも構いませんが

学校に焦点をあてて行うのはどうでしょうか。

○事務局

基本理念と施策はつながっていなければならないと考えます。ですから、先ほど会長がおっしゃったように、地方自治体としてやることに限界があるというのは全くその通りです。学校教育については、施策の中に取り入れていくことになります。教育において子どもの意識を変えていくということは、極めて重要なことだと考えます。ですから、自治体としてできる範囲で取り組めることは、施策の中で取り入れていきたいと思います。

○会長

校長という立場の女性の割合を調べたところ、昭島市で決めているわけではないので変えられないとのことでしたが、女性校長はそんなに多くないとのことでした。中学校には女性校長はいないというような状況がまだあるとのこと。慣習のようなものを変えていきたいと思いますということをうたってみようということであれば、盛り込んでもよいのではないのでしょうか。「男女共同参画基本法」にうたわれているので、入れやすいと思います。

○事務局

現プラン「ジェス 21」における「ジェンダーフリーの意識形成」の部分を見てみると、もう少し幅を出した文章で表現しています。そういった表現が全形態でなされているのであれば、文章を膨らませて幅をもたせることは十分可能だと思います。

○会長

今は、「ジェンダー」という言葉を使わない方向が望ましいという社会情勢ですから、「社会的・文化的に作られた性別の意識」というように表現をしていけばよいかも知れません。「社会的・文化的に作られた性の意識や慣行を払拭するような、意識の醸成を考えていく」ということであれば、盛り込むことができるかもしれないですね。表題そのものではなく、説明文の中で触れていくということではいかがでしょうか。文章を読んでみて、「昭島市らしさ」がでているという感じがよいかも知れません。

ということで、2 番目の「男女平等の意識形成」の説明文の部分で「社会的・文化的に意識づけられた制度や慣習」について、意識を変えていくという方向性を表現していくということでいかがでしょうか。

○委員

しかし、今までこれだけのことをやってきたという部分、これを踏まえたという部分が、前文の中でもいいので欲しいと思います。その中で、残っている課題を示していくというのは必要だと思います。

○会長

それは、基本理念の検討の部分の「昭島市男女共同参画プランは」とある部分に含めるということ

ですね。その部分に、「ここまでは進んだ」というところが入ってきますね。

○委員

せっかく、今まで積み重ねてきたという部分があり、その中でこれだけの残された課題があります。そのことをふまえて、次の4つの柱を基本理念としてたてたという形で文章の中に入ってくるのがよいのではないかと考えます。

○事務局

あと、できるとすればいろいろな計画の中で使われる手法としては、「現状と課題」という項目でよく取り入れます。例えば、昭島市の計画の中にその経過を記載しようとする特徴的なことはかけるかもしれませんが、この幅ではそんなにたくさんは記載することができません。もう少しその部分を深く記載しようとする「現状と課題」という項目を設定したりします。当然、市として施策を打つということは、現状があってその分析をして、何が不足しているのかというところを考えて、補っていくということですから。

○事務局

具体的に申し上げますと、ジェス 21 においては、12 ページになりますが、「計画の性格」という部分があり、まさにこの部分は昭島市の性格を示すところになりますから、今までの議論の中ででてきたようなことを盛り込んでいくのも、一つの形として考えます。また、計画策定の背景という部分において、世界の動き・日本の動き・東京都の動き・昭島市の動きを紹介していますから、その部分を利用するのも可能だと考えます。

○委員

昭島市が今まで取り組んできた中で、一番成果が上がったと思われる部分はどこですか。

○委員

成果がどこか言うことができないのは、困ると思います。それは、指標がないからではないでしょうか。指標がないから評価ができていないと考えます。しかし、実際は評価をしています。例えば、市民アンケートの調査結果によると、教育の場における男女共同参画については、80%を超える値で進んでいると評価されています。2年に1回の調査ですが、最初の頃に比べると格段に良くなっています。評価をしていて、市民も感じていてもやりっぱなしにしていることはよくないと考えます。

これは、意識改革ですから、評価としては意識調査をするしかないと思います。

○副会長

私も、目標を具体的に書くということについては賛成です。しかし、基本理念というものはこれからしばらく使用していくものですから、社会情勢が変わると現在設定されている目標やターゲットがずれてしまうといことはどうしてもでてきてしまいます。そういう部分もふまえられているのが理念になりますから、理念はある程度曖昧でみんなが共通のものであってよいと思います。また、意識調査についてですが、これを数値として描き出すのは危険なことで、例えば、女性校長が何人いるかと

というような具体的な事実に基づく数値として使用するならばよいと思います。しかし、意識というのは、「男女平等がいいと思いますか。」と尋ねれば「いい」と答える方が多いに決まっていますが、実態が反映されていないということが問題だと思います。ですから、意識調査以外に具体的にどういった社会を実現するかというような社会観と考えてまとめていってはどうでしょうか。

○委員

私もそのように考えています。基本理念というものは、自分たちが作ろうとしている社会がイメージできなければいけないと考えています。ただ、その理念を考えるにあたっては、今まで努力した結果があるはずだからそれを表現して欲しいということです。

○副会長

その部分ですが、「昭島だから素晴らしい」というところと「人間として生きていく理想像として描いていく」というのは、今回は、全体的な計画を立てるわけですから、分けて考えてみてはどうでしょうか。

○委員

それについては、反対はしません。ただ、曖昧なものであれば、それこそ日本全国で通用するといえるようになってしまい、それはおかしいと思います。

○副会長

理念の部分はそれでも構わないと思います。そして、施策を考えていくにつれ、だんだんと具体的にしていけばよいのではないのでしょうか。

○会長

私も、せっかく昭島市で計画をつくるのですから、昭島市らしさというものは少し見えた方がいいのではないかと考えています。その中で「行政とのパートナーシップ」という理念が、他の自治体でも言っているのですが、そう多くはないように思えます。

基本理念の検討のところに、今までこういう部分は成果があがってきたという部分を盛り込み、それに対して不足している部分をあげ、それを強化していきたいという表現をし、基本理念を示してはいかがでしょうか。

「1. 基本理念の検討」の部分については、昭島市のことをもう少し書き込む。基本理念の2「男女平等の意識形成」については、文章の部分について「社会における制度又は慣行について」が多少入ってくるようにすればよいですね。

というところで、事前に資料をいただき委員の皆さんも目を通してきていただいていると思いますので、次の目標の部分に議論を移りたいと思います。それでは、事務局の方から提案をお願いいたします。

○事務局

2 計画の目標

現プランの改定につきましては、「ジェス 21」の取り組んできた成果をふまえつつ、さらに新たな社会情勢の変化に的確に対応していく必要があると考えます。男女共同参画社会の実現は、法律上、制度上の共同参画だけではなく、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場で共同参画を実現することです。女性の社会進出が進むなか、職場や家庭、地域においては依然として従来の固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや子育て介護への男性の参画、政策・方針決定過程及び経済活動への女性の参画が十分進んでいるとはいえない状況にあります。これからは、仕事か家庭かという選択ではなく、働き方や生き方を柔軟に選択でき、仕事と生活のバランスをとることにより、その人の意欲と能力が発揮できるようにしていくことが必要と考えます。また、配偶者等からの暴力防止に対する取り組みの強化及び被害者支援、働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進など、男女共同参画社会の実現のためには、推進しなければならない課題が多く残されています。こうした現状をふまえて、これまでの取り組みを継承しつつも、社会情勢の変化にも対応するための目標や施策などの検討が必要と考え、次の4つを計画の目標として提案いたします。

計画の目標

- 1 人権の尊重と男女が共に自立して生きる社会づくり
- 2 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 3 男女平等の意識づくり
- 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援

の4つを目標として提案します。

また、現プラン「ジェス 21」との改定点ですが、1点目は、国において平成19年12月に、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定が行われたことから、「ワーク・ライフ・バランス」を目標の一つとして取り入れたことです。2点目については、第三期男女共同参画推進委員会において、次期プランについては、各部門計画と調整しながら事業数を精査する必要性を指摘されたことから、高齢者については「第4期昭島市介護保険事業計画」、子育てについては「昭島市次世代育成支援行動計画」が策定されていることをふまえ、見直しを図ったことです。ですから、現プラン「ジェス 21」で目標となっている「高齢社会へ対応した男女が豊かに暮らせる社会づくり」については目標からなくなり、また、子育て支援についても施策の方向からなくなり、主要施策の中に入ってくることになりました。

○会長

「ジェス 21」では、5つの目標がありましたが新プランでは4つの目標をたてるということですね。それは、「高齢社会へ対応した男女が豊かに暮らせる社会づくり」の項目が、他へ吸収されたという形ですね。目標も4つですが、基本理念に沿っているということですか。

○事務局

「1. 人権の尊重」の理念については、「1 人権の尊重と男女が共に自立して生きる社会づくり」および「4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援と男女の健康支援」が対応し、「2. 男女平等

の意識形成」の理念については、「3 男女平等の意識づくり」が対応します。そして、「3. 男女があらゆる分野に自らの意思で参画する社会づくり」の理念については、「2 働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を対応させています。そして、「4. 市民と行政との協働」につきましては、「計画の推進」という別だての目標の部分で対応させています。

○会長

基本理念と目標は番号的には対応していないけれども、内容は対応させているということですね。

○委員

基本理念で、ある程度どんな社会を作るのかということがイメージできていて、それと現状との差異で目標が出来上がってくると思います。ですから、基本理念がいい加減になっていると目標もいい加減になってしまうのではないのでしょうか。

○会長

今回の基本理念では、ある程度目標とする社会が描けませんか。

○委員

例えばですが、「4. 市民と行政との協働」とありますが、具体的にどんなことをイメージしていますかということです。一人ひとり違うかもしれません。その時には、目標に落とし込まなければいけないですね。ですから、基本理念のところでどういうことを意味するのかという部分についてある程度うたわれていないと、目標を立てることが出来ないと思います。

○委員

何か具体案があるのですか。

○委員

昭島市が今まで行ってきた経過や現状を明らかにし、それに基づいて基本理念を示し、それに対する目標を示すという形である程度論理的にしないと、誰が読んでも理解ができないのではないかと思います。

○委員

例えば、「4. 市民と行政との協働」とありますが、私たちが市民委員として会議に参加したりしていますが、このようにあらゆる場面で市民が参加する機会を与えてくれるということですね。

○事務局

その通りです。

○委員

その部分をうたえば、より具体的になるのではないのでしょうか。あらゆる場面で市民が参加することを行政も望んでいるということだと思います。

○事務局

もちろん以前からもそうですが、今審議している基本構想の中で、昭島市は街づくり全体に対して行政が主導で市民のニーズを把握して行っていくということからさらに踏み出して、あらゆる面で市民のみなさんと一緒に創っていこうということを基本的な考え方としておいています。ですから、この男女共同参画プラン審議会をはじめ、各審議会におきましても一定の基準を設け公募市民の方に参加をお願いして進めていますし、今後これからの施策も多く残っています。意識づくりの話の中でもありましたが、これから男女共同参画社会を創っていく上で、市民の皆様の考えや現状の意識を、一緒に議論をしながら創っていくということです。街づくりの考え方と同じところで基本理念の中に「市民との協働」を入れさせていただいたところです。

○会長

私は、これがすべての目標にかかっていると思っています。例えば、「男女が自立して生きる社会づくり」ということで考えても、市民と行政の協働で行う必要がありますし、「ワーク・ライフ・バランス」「意識づくり」「配偶者等からの暴力等」に関しても行政と市民が一緒に行わなくてはできないと思います。市民が見届けないといけないという意味ですべてに関わり具体的な基本理念だと思っていました。

○事務局

会長がおっしゃる通りで、先ほど事務局の方で「計画の推進」のところの基本理念の「4. 市民と行政との協働」が中心だという話をさせていただきましたが、創り方を言っているだけではなく、昭島市の街づくりの基本的な考えですから、すべてが網羅されるということです。

○会長

目標については、新たにこれ以外に目標をたてる必要があるかということについて審議を進めていきましょう。基本理念については、先ほどの審議の中で少し手直しが必要であるということになりましたが、目標に関してはいかがでしょうか。

○副会長

最近ヨーロッパの方では、「ソーシャルインクルージョン」ということが言われています。平等であるということがどんな社会を創っていくのかという社会観が重要で、どんどんいろんな方々を巻き込んでいくような社会、例えば、行政のシステムに市民を巻き込んでいくような社会や男性中心経済構造に女性を巻き込んでいくような社会というように、どんどん巻き込んでいって開かれた社会を創ることが取り上げられています。こういう言葉を入れる必要はないと思いますが、今回の昭島市が考えているプランについては、そういったところで一つ線が通っているような気がしますので、その部分をもう少し強調して出してもいいような気がします。教育をして次世代を育てるというようなスタ

イルでいくと、昭島市らしさが現れるのではないのでしょうか。

○会長

そうしますと、目標のところに具体的にそういった言葉が入った方がよろしいのでしょうか。

○副会長

内容で具体的に示されていますので、「包括型社会」を目指しているというように表現できるかもしれませんが。そういった言葉を入れてみると、社会観が表現されより具体的なものになると思います。

○会長

それでは、他にこの場で話をしておかなければいけないことは、ありますか。また、本日の資料を読んでご意見等ありましたら事務局の方に連絡をお願いいたします。

○事務局

本日審議していただいた、基本理念について確認をさせてください。基本理念を示すにあたり、現プラン「ジェス 21」と同様に新プランにおいてもはじめに短い言葉で理念表現したのちに、文章で説明をするというスタイルで提案させていただきました。理念そのものには意見はなく、理念を説明する文章の表現をもっと具体的に膨らませるという意見でよろしいのでしょうか。

○会長

基本理念 4 つの言葉には変更はなく、その後の説明文及び基本理念の検討の前文の部分を変更するというご意見でよろしいのでしょうか。

*異議なし

○事務局

それでは、今回の審議以外の中で説明文等にご意見がありましたら、事務局へ連絡をお願いいたします。

○副会長

教育の話をぜひ入れて欲しいと思います。

○事務局

わかりました。

○会長

今回の審議会では、本日の審議を受けての修正案の確認と計画の目標の確認及び主要施策について審議するということによろしいのでしょうか。主要施策を検討することにより、この部分こそ昭島市ら

しさがだせる部分となります。

○委員

目標の「3 男女平等の意識づくり」についてだけ、イメージがわいてきません。もう少し言葉をつけたし、表現をかえた方がいいと思います。

○副会長

この部分にこそ、教育について触れてみたらどうでしょうか。「意識を育てていくような社会を創っていく」という意味でどうでしょうか。

○会長

それでは、みなさんでいろいろ考えていただきたいと思います。

○会長

他に何かご意見はありますか。

○委員

意識調査の指標については、ある程度続けなければいけないことですか。

○事務局

経年のデータがとれませんので、統一して調査していきます。

○委員

その調査項目と、基本目標があっているのかが気になったのですが。後に、基本目標は達成したかどうか評価をします。評価の指標として何を使用するかが今後問題になると思いますが、目標とあっていなければいけないと思います。目標は、達成したら理念の社会を達成することになります。

○副会長

指標があがれば、そうなるなかということだと思います。

○委員

そうならないとおかしいと思います。

○副会長

そこまで指標に信頼性があるかどうかになると思います。

○委員

そうしないと、効果がわからないことにならないでしょうか。

○副会長

委員のお話は、指標に対する批判なのかもしれません。

○委員

それならば、目標を決定したあと指標についても議論することが必要だと思います。

○副会長

そうですね。昭島市らしい指標というものを創っていくのも必要になるかもしれません。ただ、現在の指標に目標がしばられてしまう必要性はないと考えます。

○委員

目標と指標は、後で評価をする際につながっていないと困るので、この目標を立てるのであれば、後で指標を議論する時間が必要だと思います。

○会長

それでは、その他の内容にうつりたいと思います。先日事務局より各委員あてに議事録が送付されたと思います。内容について確認をしたいと思いますが、議事録の内容はよろしいでしょうか。

*異議なし

○会長

議論もつきないと思いますが、次の審議会の日程について確認をしたいと思います。次回は、平成22年2月26日(金) 午後6時30分からということで、よろしいでしょうか。4回目については、3月30日(火)という案がでていまして、ご都合が悪い方には大変申し訳ありませんが事前に意見等を事務局にお願いいたします。さらに、4月以降の日程ですが、皆様にご都合を確認しましたところ、月曜日ならば、基本的に全員さんご都合がつくようですので、最後の週の月曜日で設定したいと思います。よろしくお願いいたします。

これで、第2回男女共同参画プラン審議会を終了いたします。ごくろうさまでした。